

市・県民税の申告相談が始まります

1. 確定申告、市・県民税の申告が必要かどうかを確認

チャートで、申告が必要かを確認しましょう。詳しくは、本庁税務課または支所市民課へ問い合わせてください。

当てはまるかを☑チェックしてください

- 年末調整を受けていない給与収入がある
- 年末調整済の給与収入のほかに20万円を超える所得がある
- 公的年金収入が400万円を超えている
- 公的年金収入のほかに20万円を超える所得がある
- 営業や農業など38万円を超える所得がある
- 住宅借入金等特別控除(1年目)を受ける
- 土地や建物を売った
- 所得税の還付を受けるために確定申告をする

チェックあり

税務署で確定申告をしてください

「一関税務署からのお知らせ」を確認してください
確定申告をすれば、市・県民税の申告は必要ありません

チェックなし

30年1月1日に本市に住所があった

なし

30年1月1日に
住んでいた市区町村に
確認してください

当てはまるかを☑チェックしてください

- 年末調整済の給与のほかに収入(公的年金を除く)があった
- 年金収入が148万円以上(65歳未満の人は98万円以上)で追加したい控除がある
- 市から「平成30年度分市民税・県民税申告書」が届いている

チェックあり

市・県民税の申告が必要です

右の申告方法を参考に、市・県民税申告書を提出してください

申告は
必要ありません

チェックなし

「一関税務署からのお知らせ」

1. 確定申告書の作成会場を開設します

- ◇日時…2月16日(金)～3月15日(金)9:00～16:00 *④⑤を除く
- ◇場所…岩手日報社一関ビル3階大ホール
*上記の期間中は、一関税務署では申告書を作成できません。上記の会場で申告してください。駐車場は、台数に限りがあります。公共交通機関などを利用してください
- 確定申告に関する質問…「確定申告電話相談センター」で応じます。音声案内で0番を選択してください
- ☎一関税務署 ☎ 4205

2. 申告書の作成に国税庁ホームページを活用してください

画面の案内に従って金額等を入力すると控除額や税額などが自動で計算され、所得税、消費税の申告書などが作成できます。作成した申告書は、印刷して「書面」で申告できるほか、「e-Tax」を利用した電子送信も可能です。
*印刷して提出する場合、住民基本台帳カードなどの電子証明書は必要ありません
*「e-Tax」の利用には、電子証明書とICカードリーダーが必要。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で

●ホームページでの申告書作成のメリット

- ①24時間利用でき、自宅で空いている時間に簡単に作成できる
- ②自動計算機能で計算間違いがない申告書を作成可能
- ③データを保存しておけば、翌年の申告も簡単
- 「e-Tax」を利用した電子送信のメリット
- ①添付書類の提出を省略できます(5年間の保存が必要)
- ②すばやく還付金が受け取れます(3週間程度)

2. 市・県民税の申告方法について

市・県民税の申告が必要な人は、次のとおり申告してください。また、29年度の課税状況を基に、申告が必要と思われる人には「平成30年度分市民税・県民税申告書」を送付しています。

申告書が郵送されていない人でも、左のチャートで「市・県民税の申告

が必要」な人は、郵送または申告相談会場で申告してください。

*申告書・収支内訳書は本庁税務課、各支所市民課にあります

■郵送で申告する場合

3月15日(金)までに必要書類を添付して、申告書を郵送してください。申告内容を確認する場合があります。

必ず電話番号を記入してください。

添付書類や申告書の控えの返送を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

■申告相談会場で申告する場合

22、23ページの日程表を確認して、指定された日時に申告相談会場へ来てください。

3. 申告に必要なもの

①市が郵送した申告書を受け取った人は平成30年度分市民税・県民税申告書

②マイナンバーと身元が確認できる書類(確定申告をする人、郵送で申告する人はコピーの添付が必要)

③印鑑

④29年中の収入を確認できる書類…給与や公的年金の源泉徴収票/収

入や経費を整理した収支内訳書(営業、農業や不動産所得がある人)など

⑤所得控除の内容を証明する書類…国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の領収書/国民年金保険料、生命保険料の控除証明書など

⑥障害者控除を受ける人は障害者手帳、障害者控除対象者認定書

⑦配偶者控除や扶養控除を受ける人

は配偶者や被扶養者の収入とマイナンバーが確認できる書類(コピー可)

⑧医療費控除を受ける人は医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書、おむつの使用確認書など

*障害者控除対象者認定書「おむつの使用確認書」は、市の基準に該当する場合、本庁長寿社会課または各支所保健福祉課で交付します。即日発行はできません。事前の申請が必要です ☎本庁長寿社会課 ☎ 8370 または各支所保健福祉課

4. 医療費控除について

30年度分申告から、医療費控除の申告が変わります。
・領収書の提出の代わりに医療費控除(またはセルフメディケーション税制)の明細書の添付が必要になります。

・セルフメディケーションは、健康の維持増進と疾病の予防に取り組んでいる人が、特定の医薬品を購入した際に適用を受けることができます。

	控除額の計算式	控除限度額	持ち物
従来の医療費控除	(29年中に支払った医療費の総額-保険などで補てんされる金額)-(10万円または総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方)	200万円	医療費控除の明細書、または医療費通知医療費控除を受けるために必要な証明書など(おむつの使用確認書など)
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	(29年中に支払った対象の医薬品の総額-保険金などで補てんされる金額)-1万2千円	8万8千円	セルフメディケーション税制の明細書 一定の取り組み(健康診断、予防接種など)を行ったことが分かる書類

*明細書の様式は、本庁税務課、各支所市民課、国税庁のホームページで入手できます

*経過措置として医療費、対象の医薬品の領収書でも控除を受けられます。領収書は必ず分類・集計(医療を受けた人、病院・薬局ごと)してください

*従来の医療費控除とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は併用できません。どちらを適用するか、選択してください

5. 市・県民税の申告が不要な人について

次の①～③に該当する人は市・県民税が課税されないで申告書は送付していません。また、申告相談会場で申告を行う必要もありません。

①29年中に収入がないと見込まれる人
②29年中の収入が非課税所得(遺族年金、障害年金など)だけの人
③29年中の収入が公的年金だけで、次の①または②に該当する人
…①65歳以上(昭和28年1月1日以前生まれ)で公的年金収入の

合計額が148万円以下の人
②65歳未満(昭和28年1月2日以後生まれ)で公的年金収入の合計額が98万円以下の人

*保険制度(国民健康保険・後期高齢者医療保険)の審査…所得の確認が必要な人には、4月以降に専用の申告書を送付します。各保険制度の申告期限までに申告してください

*平成30年度所得課税扶養証明書(平成29年中の所得)…6月から交付を開始します。本庁税務課または各支所市民課窓口で交付申請と合わせて申告することで証明書を即時交付します